都市文化研究　Studies in Urban Cultures
Vol. 10, pp. 53-66頁，2008

◇ 研究ノート ◇

ルクセンブルクの多言語社会に関する考察

―― 欧州連合の「母語プラス二言語」政策の実践例として ――

木戸　紗織

◆要　旨

本稿では，多言語社会の課題に対するルクセンブルクの取り組みを事例として，社会言語学的視点から多言語主義と多言語地域の実情について考察する。

ルクセンブルク大公国はルクセンブルク語，フランス語，ドイツ語を公用語とし，これら三言語が併用されている多言語社会の一つである。歴史的な経緯と小国独特の事情から成立した三言語併用は，現在ルクセンブルク人のアイデンティティの拠りどころとなっている。なかでも特徴的なのは，母語ルクセンブルク語の普及に努める一方，さらに二つの外国語の学習に力を入れている点である。そのためルクセンブルクでは，高度な外国語能力に基づく「国際感覚」と母語への愛着から生ずる「母語回帰」が葛藤している。その上，現在ルクセンブルクの三言語併用は外国人の増加という課題に直面している。一般に外国人の流入はナショナリズムを刺激して排斥感情を高めるか，あるいは外国語の重要性が増して三言語のバランスを崩す恐れがある。だがルクセンブルクの場合は，三言語が社会の変化と需要にあわせ，柔軟に機能を変化させつつ共存している。これは，母語の存在が自己認識の基盤となっており，その上で外国語の能力が国際社会での活躍を可能にしているためである。加えて，そういった環境がナショナリティを超えたヨーロッパ人という意識をも生みつつある。その論拠として，欧州連合（EU）の行っている世論調査「ユーロバロメーター」は，ルクセンブルクのヨーロッパ人意識が他国に比べて非常に高いことを示している。多言語によって独自のアイデンティティが育まれているのである。

このように，ルクセンブルクでは複数の言語が重層的に存在し，とくに母語と外国語が補完しあっている。やはりルクセンブルク人のアイデンティティは，母語にも外国語にも偏らない三言語の併用と密接な関係があると言える。この母語と外国語を両立させる姿勢は，欧州連合が提唱している「母語プラス二言語」政策の実践であり，欧州に限らず文化混交の進むすべての社会にとってひとつの有益な例証となるだろう。

キーワード：欧州連合（EU），言語政策，三言語併用，多言語主義，アイデンティティ

（2007年10月1日論文受理，2007年11月16日採録決定　『都市文化研究』編集委員会）

1. はじめに

ルクセンブルク大公国は，首都の名も同じくルクセンブルクといい，面積2,568平方キロメートル，人口およそ46万人という非常に小さな国である。たとえば，佐賀県が面積2,439平方キロメートル，人口約87万人なので，ほぼ同じ面積でありながら人口が約半分であることを考えると，国土の点でも人口の点でもこの国がいかに小さいか分かるだろう。さらに，東はドイツ（面積357,000平方キロメートル）に，南はフランス（面積547,000平方キロメートル）に，そして北と西はベルギー（面積30,528平方キロメートル[1)]）に隣接しており，まさに大国の隙間を埋めるように存在していると言っても過言ではない。しかし，一人あたりのGDPは世界で最も高く，また隣接するオランダ，ベルギーとともにベネルクス三国として独自の政策を打ち出すなど，大国ひしめくヨーロッパで十分な存在感を発揮している国でもある。

このルクセンブルクの歴史は，ドイツとフランスにはさまれているという地理的状況からいつも両国の動向に

左右されてきた。その結果，公用語としてはルクセンブルク語，フランス語，ドイツ語の三言語が使用されている。しかし，ルクセンブルク語が公用語として採用されたのは1984年の「言語法」からであり，そこではとりわけ「国語」(langue nationale）として宣言されている。注目すべきことに，それまでルクセンブルクの公用語は，外国語であるドイツ語とフランス語のみだったのだ。だが近年，国内におけるルクセンブルク語の地位は確実に高まっている。一方で，ルクセンブルクはドイツ語，フランス語の習得にもつねに重点を置き，学校教育ではルクセンブルク語よりもはるかに多くの時間をこの両言語に割いている。そのため，ルクセンブルクは世界でも数少ない三言語併用（Triglossie）[2]社会なのである。多くの公用語を持つ国としてしばしばスイスの例が挙げられるが，今後の多言語社会を考える上でルクセンブルクはより注目すべき存在である。なぜなら，ルクセンブルクでは多数の言語が公用語として認められているだけでなく，それらの言語が等しく話されているからである。たしかにスイスでは，ドイツ語，フランス語，イタリア語，レトロマン語の四つが公用語とされている。しかし，それらの言語はそれぞれ異なった地域で話されており，地域的には一言語が話されているにすぎない[3]。その点ルクセンブルクでは，一人の人間が三言語を使いこなし，すべての公用語が国内で等しく通用する。その上各言語にはそれぞれ違った役割があり，人々はこれを場面に応じて使い分けているのである。経済的に豊かなことからルクセンブルクには国外の企業が支店を置き，また労働者の出入りも激しいが，それらを可能にしている要因の一つに，言語的な多様性とそれを使いこなすルクセンブルク人の言語能力が挙げられる。このルクセンブルクの言語的多様性は外国人の生活を容易にする一方，ルクセンブルク人の意識をヨーロッパに向けることにもつながっている。実際，小国ルクセンブルクは国外に市場を求めるほかなく，その際にもこの語学力が有利に働くことはいうまでもない。欧州連合（EU）[4]が実施する世論調査「ユーロバロメーター」(Eurobarometer）でも明らかなように，ルクセンブルクでは「ヨーロピアン・アイデンティティ」(Europäische Identität）を持つ人の割合が他国に比べて非常に高い。

これに対し，言語法におけるルクセンブルク語の国語としての言及は，まさに逆行する動きである。ルクセンブルク語はその使用範囲を着実に拡大しており，国民のルクセンブルク人としてのアイデンティティの拠りどころとなっている。とくに首都であるルクセンブルク市は外国人労働者の数が非常に多く，市民の中には，増えつづける外国人に不安を感じてルクセンブルク語による統合を求める声もあり，必ずしも理想的な多文化，多言語社会であるとは言えない。今まさにルクセンブルクでは，「高度な外国語運用能力に培われた国際感覚」と「母語意識の高揚に基づく母語回帰」という局面が葛藤しているのである。

現在，世界的に言語に対する関心が高まっている。2001年にはEUと欧州評議会が共同で，欧州言語年の名の下に言語的多様性と言語学習に関する積極的な働きかけを行った。さらに国際連合も，国際間の理解を深めること，そして多様性の中の調和を促進することを目指し，2008年を国際言語年と定めている。両者が目的とし，また課題としている言語への問題意識は，三言語を併用し，国際性と独自性の間でアイデンティティを模索しているルクセンブルク市ですでに表面化しているものである。多言語社会の課題に対する国際都市ルクセンブルクの取り組みを検証することは，今後の言語政策を検討する上で非常に有意義である。

2. 欧州連合の多言語主義と「母語プラス二言語政策」

2-1　多言語主義への取り組み

欧州において最も早く多言語主義の概念を打ち出したのは，欧州評議会[5]である。この欧州評議会は，1954年の「欧州文化条約」に基づいて，欧州内の相互理解を促進するための一手段として言語に着目し，外国語教育改善に取り組んできた。その成果として最も新しいものが，2000年に発表された「言語学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠」(Common European Framework of Reference for Languages)[6]である。このなかで欧州評議会は，「複数言語主義」(Plurilingualismus）という概念を打ち出している。これは，「多言語主義」(Multilingualismus）が複数の言語の知識，あるいは特定の社会の中で異種の言語が共存している状況を指すのに対して，言語と文化的背景の繋がりに配慮しつつ，個人が母語以外に複数の言語能力を習得することを意味しており，従来よりも一歩踏み込んだ内容であると言える。

以上のような欧州評議会の方針は，EUでも共有されている。EUはより踏み込んだ政治統合まで視野に入れた27カ国の共同体であるが，「多様性の中の統一」(United in Diversity）の理念に基づき文化面では多文化主義・多言語主義を掲げている。この中で言語政策を担う分野をリングア（Lingua）といい，(1)EUにおける言語の多様性を保全，促進すること，(2)言語の教育と学習の改善を促すこと，(3)個人の必要に応じた言語学習の機会を生涯にわたって提供すること，を目的としている。ここで対象となる言語はEUの公用語[7]のみならず，EU内の地域レベルの公用語，加盟申請国の公用語，欧州自由貿易連合（EFTA）および欧州経済地域（EEA）の

国語など非常に多岐にわたっている。EUの狙いが高度な言語能力の習得だけでなく，言語教育を通して文化の多様性や自他に対する相対的な視点を育成することでもあることの表れである。ただし，最終的にこれらのプロジェクトを実施するか否かは各国政府にゆだねられており，国家に認められていない言語は含まれない，国家の政策に左右されやすいなどの政治的判断と密接な関係にあることも覚えておかねばならない。

2-2　複数外国語学習の意義

以上，ヨーロッパで行われている代表的な多言語主義への取り組みを見てきたが，欧州評議会およびEUが複数言語の習得を提唱する背景には，今までの外国語学習に対する反省がある。従来，ヨーロッパでは母語と一外国語のみを学習するのが主流であったが，その目的は，実践的な語学力の習得であった。その結果，英語への一極集中が起こり，また母語対外国語という安易な構図を生み出しがちであった。これらの問題点を克服するものとして新たに取り入れられたのが，もう一つ外国語を加えた三言語主義である。これは単に学習する外国語を増やしただけではない。**表1**は，欧州評議会が提示している複数言語学習のシナリオの一例である[8]。

この表が示すように，複数外国語学習は二つの特徴を持っている。一つは，学習段階に応じてそれぞれの外国語に異なった役割が期待されていることである。学習者は全ての外国語を同じように習得するのではなく，第一外国語の習得によって，国際的な共通言語としての言語力を育みつつ，外国語の学習方法を学習する。次に，第一外国語の習得で培った外国語学習能力を生かしつつ，第二外国語の学習過程で異文化理解や異文化共生能力を育成する。さらに場合によっては，第三外国語として職業や専門領域で必要な特定分野の言語運用力を育成する，といった具合である。もう一つは，外国語学習が相互理解促進の場とみなされていることである。複数の外国語に触れることで比較が可能になり，外国語，外国文化の中でも客観的な視点が得られるのである。したがって学習言語の増加は，語学習得の面では，学習者の需要に即して教育目標を柔軟に変化させ，一人一人の生活環境に適した外国語の習得を可能にしている。一方，社会・文化領域を重視した異文化理解学習の面では，外国に対する考え方を相対化し，概念が固定化されるのを防ぐことができる。統合が進むヨーロッパでは市民同士が実際に対話することが重要であり，より密接で直接的なコミュニケーションには，語学力と複眼的思考能力の育成が不可欠なのである。

2-3　「母語プラス二言語」政策

ここまで，三言語主義をはじめとする複数外国語主義の目的を概観した。前節で提示されている三言語から多言語主義が始まるという視点は今ヨーロッパで定着しつつあるが[9]，なかでもEUの「母語プラス二言語」（Muttersprache plus zwei weitere Sprachen）政策は，この方針に基づいて実行されている代表例である。これは，EUに共存する諸文化とその多様性をお互いに尊重し維持するため，母語以外の域内言語のうち少なくとも二言語を学習するというものである。まさに，上記の三言語主義の実践といえよう。ただ，具体的な内容は各国の裁量に任されており，国によって実施状況はまちまちである。

外国語学習ともっとも密接な関係にある教育現場を見れば，一層その差は明らかである。たとえば，母語プラス二言語政策に積極的な国の一つとして，ドイツが挙げられる。ドイツでは1970年前後から外国語による授業が導入された。これは，より実践的な語学力を養うために数学や理科などの授業を外国語で行うというものである。この形式が導入されたのは，独仏間で和解が進み，歴史教科書についての対話が実施されたことがきっかけだった。ドイツ政府は，歴史の授業をフランス語で行うことにより，フランス語の能力を伸ばしつつ中立的な歴史認識を育み，両国民の間にも友好的な関係を築こうとしたのである。杉谷（2002）が指摘しているように，戦後のドイツにとって外国語学習は，歴史認識を共有して隣国との和解をすすめ，国際社会へ復帰するために欠かせない要素だったのである[10]。いまでも教育の対象には，

表1　欧州評議会の提案による一般教育課程での複数外国語の学習様式

	初等教育段階	前期中等教育段階	後期中等教育段階	
第一外国語	ベーシックな音声コミュニケーション用言語が学習の中心 「言語への気づき」など，言語学習の基盤形成 （learn to “learn languages”）	学習方法の開発 教授方法の開発 種々のスキルの開発・訓練	より複雑な技能の開発・訓練	「道具」としての「共通語」の学習
第二外国語		社会・文化領域の重視 異文化理解学習 異文化間交流	より複雑な技能・運用力の開発・訓練	外国語
第三外国語			職業選択や専門分野に対応した言語運用	外国語

地理や歴史の授業が好まれている。その根底には，自国と関連する部分が多いため理解が容易であり，かつ戦前戦後に関して問題意識を育み相対的な視点をもたらすという狙いがある。つまり，この科目は言語の学習に向いていると同時に，外国語で学ぶことでいっそう効果的な学習が期待できるのである。EUが期待しているとおりの学習法と言える。

ところが，これを母語プラス二言語政策と呼ぶにはまだ解決すべき課題がある。母語に対する政策が不足しているのである。この政策の目的が単なる外国語学習の促進だけでないことは上述の通りだが，EUが期待しているもう一つの重要な機能こそ，母語によるアイデンティティの確立である。各国とも，競争力強化の観点から外国語学習の整備には積極的だが，母語教育については十分な対策がなされているとは言いがたい。しかし，「母語プラス二言語」の名の通り，まず母語に対する意識と能力を高め，その上でさらに二つの言語を習得することをEUは提唱しているのである。欧州統合を進めるEUだが，その理念を体現する言語政策の中で母語教育が重視されていることは注目に値する。このEUの望む母語プラス二言語の状態を理想的な形で実践している国がある。ルクセンブルクである。EUの原加盟国でもあるルクセンブルクは，ルクセンブルク語，フランス語，ドイツ語を公用語とし，田村（2006）で言及されているとおり，国民はこの三言語の能力を維持することに大きな努力を払っている[11]。この三言語併用はEUの母語プラス二言語政策を受けて開始されたのではなく，その導入以前からルクセンブルクの中で形成されたものである。国民の中に根付いた母語プラス二言語の例として，以下にその実態を検証してみよう。

3. ルクセンブルクの事例

3-1　ルクセンブルク語の特徴

ルクセンブルク語（Luxemburgisch あるいは Lëtzebuergesch）は，インド・ヨーロッパ語族，ゲルマン語派，西ゲルマン語のひとつであり，言語学的には西中部ドイツ語（Westmitteldeutsch）のモーゼル・フランケン方言に属する。一方，社会言語学的観点では，ルクセンブルク語がルクセンブルク人の共通した話し言葉であり，法的に認められた書き言葉でもあることを踏まえて，ドイツ語の一方言としてではなく，独立した個別言語と見なす傾向がある[12]。しかし，ルクセンブルク語が独立した一つの言語であるか否かの判断はいまだ明確ではない[13]。その理由の一つが，以下に示すドイツ語との類似性である。

ルクセンブルク語とドイツ語は同系統に属するため，基本的な言語構造には共通する部分が多い。とくに，ドイツ語の特徴である枠構造がルクセンブルク語にも見られることは注目すべきである。同じく西ゲルマン語に属す英語と比較しながら，以下の例文を見てみよう。

Ech hunn zu Mëtteg mat mengem Frënd giess.
〔ルクセンブルク語〕
Ich habe zu Mittag mit meinem Freund gegessen.
〔ドイツ語〕
I have eaten lunch with my friend.　〔英語〕
（私は友人と昼食を食べた。）
═══：完了の助動詞　～～～：過去分詞

英語では過去分詞が完了の助動詞の直後に置かれているが，ルクセンブルク語ではドイツ語と同様に過去分詞が文末に置かれ，完了の助動詞と枠構造を形成している。語彙レベルにとどまらず，統語レベルでも両者は酷似しているのである。やはり，ルクセンブルク語は言語構成上，隣接するドイツ語の諸方言と連続体をなしていると言える[14]。

ドイツ語との密接な関係を示す端的な例が，1946年フェルテス（Feltes）によって発表された正書法（Lezebuurjer Ortografi）である。この正書法はドイツ風の綴りを極力排除した点で特徴的であったが，ドイツ語正書法から大きく遊離してしまったため人々に新たな学習を強いることとなり，受け入れられず失敗に終わった。現在の正書法ではドイツ語に対してもフランス語に対しても同等の扱いをしているが，ドイツ語由来の語は綴りが二通りある[15]など，ルクセンブルク語に対するドイツ語の位置付けはいまだに曖昧なままである。田原（2007）が指摘しているとおり，ルクセンブルク語とドイツ語の関係は切り離すことができず，ルクセンブルク語はドイツ語との依存関係の上に成り立っていると言わざるを得ない[16]。

独立した言語か疑問視されるもう一つの理由が，書き言葉として積極的に使われていないことである。ルクセンブルク語は話し言葉では地域や社会階層に関係なく用いられている。しかし，正書法が確立され辞書が刊行されているにもかかわらず，ルクセンブルク語を書くことはいまだ国民の間で定着していない[17]。その背景には，ルクセンブルクでは書き言葉として長くドイツ語が使われていたという事情がある。現在でも，ルクセンブルク国民にとってドイツ語の習得は重要な教育課題のひとつである。わざわざルクセンブルク語の正書法を習得して使用するよりも，習得が容易であり，社会でより重要視されているドイツ語を使用したほうがより合理的だという判断なのだ。話し言葉としてのルクセンブルク語と書き言葉としてのルクセンブルク語の間には，いまだ大きな認識の差があるのである。

しかし，現在ルクセンブルク語は着実に独自の体系を整えている。まず，ルクセンブルク語におけるフランス語の影響を見逃してはならない。たとえば，フランス語のBonjourやMerciはそのままルクセンブルク語として用いられているし，語彙面ではドイツ語にはないフランス語からの借用語が多く見受けられる。さらに，ルクセンブルク語には四つの方言があり，これらの間には音韻・意味・語彙の点で多少の差があるが，各地の人的，物的交流が盛んになるにつれてこれらの地域差を超えた共通語コイネー（Koine）が形成されている[18]。とくに近代以降，ルクセンブルク語はルクセンブルク固有の言語として積極的に整備されており，ドイツ語から派生した他の言語，諸方言と比較するとその違いはさらに明確である。たとえば，話し言葉として階層や公私の別なく用いられているという点でルクセンブルク語はスイス・ドイツ語と同じである。しかし，ルクセンブルク語が書き言葉としても徐々に使用範囲を広げているのに対し，スイス・ドイツ語はいまだ書き言葉としては用いられず，あくまで標準ドイツ語の屋根の下に置かれている。この点でルクセンブルク語はスイス・ドイツ語と大きく異なる。ルクセンブルクでは，公用語となっているルクセンブルク語，フランス語，ドイツ語が屋根言語として重層的に機能しているが，ルクセンブルク語の言語の屋根はルクセンブルク言語共同体固有のものである[19]。つまり，ルクセンブルク語は独自の言語の屋根を有していると言える。したがって，ルクセンブルク語の置かれた社会状況は，スイス・ドイツ語よりも，むしろ低地ドイツ語の一方言であったが今では一つの言語として確立されているオランダ語に近いと言えよう。国境線確定後の度重なる正書法の改定や，1984年の言語法による国語としての明確な位置付けも考慮すると，現在のルクセンブルク語は，国家の成立にともなってドイツ語から独立し，ルクセンブルク独自の言語として書き言葉の面で整備されている段階だと言える。

3-2　ルクセンブルクの歴史と三言語併用の成立

では，現在のルクセンブルク語および三言語併用はどのように成立したのだろうか。

ルクセンブルク大公国の歴史は，963年アルデンヌの伯爵ジークフロイトが崖地に城塞を築いたことから始まる。現在の国名ルクセンブルク（Luxemburg）は，当時この土地を「小さな城」を意味するリュシリンブルフク（lucilinburhuc）と呼んでいたことに由来している。この地は非常に戦略的価値が高く，9世紀には神聖ローマ帝国の城塞都市として「北のジブラルタル」と呼ばれるまでに発展した。14世紀になると一族の中から4人の神聖ローマ帝国皇帝[20]を輩出し，他にもボヘミアやハンガリーの王位を得るまでに勢力を拡大する。これらの権力者の努力により，1354年第18代伯爵ヴェンセラス1世のときついに公国に昇格し，1364年には領土が史上最大となる[21]。ここで注意しておかねばならないのが，当時のルクセンブルクが神聖ローマ帝国に属していたにもかかわらず帝国への帰属意識は薄く，フランスの影響のほうが優勢であったことである[22]。これは，帝国自体が個々に主権を持った領邦の集合体であったこと，その中でもルクセンブルクは帝国の西端に位置し，地理的にはフランスに近かったことに原因がある。とくに宮廷におけるフランスの影響は強く，一般にはドイツ語が使用されている中，フランスから妻を娶り宮中の公用語がフランス語になるなど，宮廷でのフランス語使用はすでにこのころから始まっていた。

しかし，第19代公爵ヴェンツェル2世は，ボヘミア王としてチェコ文化に親しむ一方ルクセンブルクを軽視し，借金返済のためルクセンブルク領土に抵当権を設けてしまう。抵当権は次から次に転売され，これを最終的に取得したのがブルゴーニュ公フィリップであった。これにより，1443年ルクセンブルクはブルゴーニュ公国の支配下に入る。その後，1556年にはスペイン・ハプスブルク家領となるが，1713年にこの血筋が途絶えたのをうけてスペイン継承戦争が勃発，ルクセンブルクはベルギーとともに新たにオーストリア・ハプスブルク家の支配下に入る。このときルクセンブルクはハプスブルクによる対フランス戦略の最前線となり，城塞は40年かけて改修された。ナポレオン戦争の後，ウィーン会議でルクセンブルクは大公国に格上げした上でオランダ王オレンジ・ナッサウ家のウィレム一世（ルクセンブルクではフランス語読みでギョームと呼ぶ）に個人の所有地として譲渡されることとなる。これでルクセンブルクは大公という君主を得，どこにも属さない一つの独立した国家となったが，実際は新オランダ王国との同君連合であり，その主権者はあくまで国王兼大公であった。そして，主権を持った一つの国家でありながらギョーム一世個人の所有であるため，彼の一存で国家の運命が決まるのである。同時に，東部の領土をプロイセンに割譲し，ドイツ連邦にも編入された。これは，ルクセンブルクを引き続きフランスに対する防衛線の一部とするためで，首都にはプロイセン軍が派遣されて駐屯しフランスへの警戒にあたった。ルクセンブルクのドイツ連邦編入は列強の外交的・軍事的理由によるものであり，ルクセンブルク大公国の事情は一切考慮されていない。実際，当時のルクセンブルクは，大きく分けて東部のドイツ語地域と西部のフランス語地域の二つからなっていたが，ドイツ語地域でドイツ語ルクセンブルク方言とフランス語の両方が話される一方，フランス語地域ではもっぱらフランス語しか使われていなかった。また，当時はフランス語が国際的に高い権威を持っており，ルクセンブルクでもフラ

ンス語が公用語として用いられていた[23]。この事実を見ても，ルクセンブルクのドイツ連邦編入がルクセンブルク自身から発するものでないことは明らかである。

1830年に勃発したベルギー独立革命では，蜂起に同調しベルギー側につく。結果的にベルギーは独立を果たしたが，列強の利害対立も絡んでルクセンブルクの帰属は一向に決まらず，ついに1839年のロンドン条約によって国土を二分し，西のフランス語地域をベルギーに[24]，東のドイツ語地域をオランダに与えることで妥協する。この分割線は基本的に言語境界線にそって引かれたが，フランスの主張により，ドイツ語地域であったにもかかわらずアルロン地方もベルギー領に加えられた。このように，住民間の関係や各地域の経済的補完性などは考慮されることなく，またもや国際政治の要求によってルクセンブルクの処遇が決められたのである。しかし，この分割によってルクセンブルクは言語的に単一の国となる。このドイツ語の一方言であるルクセンブルク語は話し言葉としてだけで書き言葉としてはほとんど用いられず，文字にする場合はドイツ語がこれに代わった。そこで，ドイツ化が進むことを敬遠した指導層は，あえてフランス語を公の言語として引き続き使用する。話し言葉としてのルクセンブルク語，書き言葉としてのドイツ語，公的言語としてのフランス語という体制はこのときほぼ確定した。また，ルクセンブルク語も言語として整備され始め，同じくドイツ語の方言であったオランダ語を意識して，同様の発展可能性があることを示している[25]。また，現在のルクセンブルク大公国の国土が確定したことから，ルクセンブルクはこの1839年を独立の年としている。

この間，ルクセンブルクは鉱床の発見とドイツとの関税同盟によって製鉄業の拠点となる。しかし，この発展に目をつけたナポレオン三世が国王兼大公であったギョーム三世にルクセンブルクの売却を持ちかけたことから各国のルクセンブルク争奪が再燃し，最終的に1867年ルクセンブルクはロンドン条約によって非武装永世中立国となる。プロイセン軍が撤退するとともに城塞も解体され，これによって国内での平和が約束されただけでなく，国際的にもプロイセンとフランスの緩衝国となることが期待された。国際的な保障のもとで，ルクセンブルクは一独立国として独自の道を模索し始めたのである。さらに1890年，オランダとの同君連合を解消し独立する。独立はルクセンブルクの国民感情を高揚させた。その顕著な例が言語問題である[26]。国民は今までドイツ語が母語だと考え，ルクセンブルク語はその方言にすぎないと捉えていた。それが今では，独自の民族言語であるルクセンブルク語こそ母語であり，ドイツ語，フランス語はあくまで外国語であると考えるようになる。そして，アイデンティティに関しても，ドイツともフランスともベルギーとも違うという消極的，受動的な発想から，それらの国の均衡を取りつつ，ただ諸文化を並存させるだけでなく同調させ混合させているという積極的，能動的な発想へ変化する[27]。ここにしてようやく，自己認識の基盤が生まれたのである。

だが，国としての規模が小さく鉄鋼資源の豊富なルクセンブルクは，世界大戦中も各国の野心の的であり，中立政策の庇護に頼り切ることはできなかった。なかでも，中立国にもかかわらず二度の大戦で二度ともドイツ軍に占領されたことは，ルクセンブルク国民に衝撃を与えた。現在見られるドイツおよびドイツ語への反発は，これに基づくものである。その後，ルクセンブルクは大きく方針転換し，中立政策を放棄してヨーロッパ規模での集団安全保障体制に移行する。そこで，1944年ベネルクス三国間で関税同盟を結成，1949年には北大西洋条約機構（NATO）に加盟する。また，1952年には自ら提案してドイツ，フランスらとともに欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）を結成，その後も欧州経済共同体（EEC），欧州原子力共同体（EURATOM）[28]と次々に加盟する。自ら先頭を切って隣国との協力体制を築くことが，戦後のルクセンブルクの外交方針なのである。それに対し，1984年に制定された「言語の規制に関する1984年2月24日法」（以下，言語法）は，ルクセンブルクにおける言語の，つまり自己認識に関する問題の決着である。この言語法が制定された背景には，言語状況に対する当時の葛藤があった。戦後のルクセンブルクでは，ドイツに占領された経験からドイツ語に対する反発が強まっていた。だが，ルクセンブルク語は話し言葉としては使えるが書き言葉としては不十分であり，一方フランス語は不自由なく読み書きできる人が限られていたため，結局はドイツ語を使わざるを得ないという現実があった。しかし1980年，ドイツの民族主義的な新聞ドイチェ・ナツィオナルツァイトゥング（Deutsche Nationalzeitung）紙に，ルクセンブルクの国民感情を刺激する記事が載る[29]。これは，三千人のルクセンブルク人が兵士としてドイツのために倒れたと前置きした上で，ルクセンブルク語はドイツ語の一方言にすぎず，住民はドイツ語を書き話しているにもかかわらずフランス語教育を強制されている，という内容であった。これに抗議して，ルクセンブルク語を国語として明示することを目的に，言語法を制定する運びとなったのである[30]。

言語法の内容は，以下の通りである[31]。

≪言語の規制に関する1984年2月24日法≫

第1条　［国語］

ルクセンブルク国民の国語はルクセンブルク語である。

第2条　［法律に関する言語］

法令およびその施行規則はフランス語で起草される。法令および規則に翻訳が付される場合，フランス語の条文のみが有効である。

前項の対象とはならない規定が，国家，地方自治体または公共施設の機関によってフランス語以外の言語で制定される場合，当該機関によって使用された言語の条文のみが有効である。

本条は，国際協定において施行される規定の適用を排除するものではない。

第3条 ［行政および司法に関する言語］

訴訟的であれ非訴訟的であれ，行政に関して，また司法に関して，フランス語，ドイツ語またはルクセンブルク語を使用することができる。ただし，特定分野に関する特別な規定についてはこの限りではない。

第4条 ［行政上の申請書］

申請書がルクセンブルク語，フランス語またはドイツ語で作成されている場合，行政機関は可能な限りその回答に申請者の選択する言語を使用するものとする。

第5条 ［廃止規定］

本法に抵触するすべての規定，とりわけ次の規定は廃止される。

a．大公国で使用される諸言語に関して効力を有する諸規定の改正を内容とする1830年6月4日の大公命令。

b．身分制議会との連絡におけるドイツ語の使用に関する，非公式の意見聴取による政府委員会の1832年4月24日付文章。

c．公文書におけるドイツ語とフランス語の使用に関する1834年2月22日の大公命令。

当初の要望どおり，第1条でルクセンブルク独自の言語の存在が言明された。しかし，特徴的であり議論の中心でもあったのは第4条である。第3条と第4条を比べると，国民がルクセンブルク語を使うことは権利として保障されているが，行政がルクセンブルク語を用いることに対しては慎重であることがわかる。とくに第4条の「可能な限り」という文言に，行政側の消極的な姿勢が表れている。また，第3条と第4条では三言語の順が異なっているのも興味深い。加えて，言語法制定後も国民のルクセンブルク語の使用に大きな変化は見られなかった。これは，ルクセンブルク語の存在を主張することに意味があり，ルクセンブルク語の使用を拡大しようとして言語法を求めたわけではないためである。事実，ルクセンブルク語はブルトン語やフリジア語と違って喪失の恐れがなく，しかも国民はフランス語，ドイツ語に十分慣れており，生活に不自由はない。よって，あえてその状態を変える必要がなかったのである。むしろ，ルクセンブルク語を強調することで三言語のバランスが崩れ，ルクセンブルクの特徴や発展の原動力が損なわれるのではないかと心配する人もいるほどである。一方政府もルクセンブルク語の使用を拡大することはなく，三言語を同等に扱うという姿勢を崩していない。むしろ，政府の方がルクセンブルク語の使用に消極的であるとさえ言える。なぜなら，政府では長年フランス語を使用してきたため，書き言葉としていまだ十分でないルクセンブルク語を業務に持ち込むほうが負担なのである。言語法上はルクセンブルク語での業務も必要なため，公務員のルクセンブルク語学習を支援してはいるが，それでもフランス語の優位は変わっていない[32]。このように，ルクセンブルク語は国語として他の二言語より特別な地位にあるが，実際の言語使用は実生活上の現実的な判断が優先されている。ルクセンブルク国民にとっては，あくまで三言語を併用するということが重要なのである。

3-3 社会における三言語の機能分化

現在の三言語の共存状態が歴史的経緯によって育まれてきたのは以上見てきた通りである。では，実際にはそれぞれどのように使われているのであろうか[33]。

まず，政府では文書はすべてフランス語で書かれる。ドイツ語圏を除き，外国との交渉もフランス語で行われ，各部局の名称もフランス語で呼ばれる。

国民を代表する国会では，フランス語かルクセンブルク語が用いられる。国会規則がフランス語のため，議長の進行や具体的な手続きはフランス語で行われるが，議員による議論はほとんどがルクセンブルク語である。第二次大戦前まではフランス語かドイツ語のみ認められていたが，ドイツに占領されて以降，ドイツに対する反発からドイツ語は用いられなくなった。唯一，各家庭に配られる議事録の要旨は現在でもドイツ語である。

裁判所で用いられる言語はフランス語が多い。これは，戦前ドイツ語が中心であったのに対照的である。裁判官，検事，弁護士はフランス語を用いるため，民事裁判は主にフランス語で進められる。一方，刑事裁判では，被告や証人は自らの使用する言語を三言語のうちから選択することができ，これらのことを事前に合意しておく。尋問は関係者がルクセンブルク人の場合ルクセンブルク語で行われるが，判決はフランス語かドイツ語で述べられる。裁判記録もフランス語で書かれるが，ルクセンブルク語の長文はドイツ語になることがある。これは，すばやく記録を取らねばならない書記官にとって，ルクセンブルク語をフランス語に訳すよりドイツ語に訳すほうが容易だからである[34]。また，近年では若い検事がルクセンブルク語で告訴状の朗読を行うという事例も見られる。

中央政府を除く行政機関でも，文書はおもにフランス

語で書かれる。ただし，一部の下位の部局では，内部でのやりとりや上位の部局へ送る文書にドイツ語を用いることがある。また，地方自治体でも，上位から下位の部局，あるいは他の行政機関へ送られる文書にはフランス語しか用いられないが，自治体間や中央政府へ送る文書にはドイツ語も用いられることがある。

選挙に関しては，一層趣が異なる。まず，選挙演説はルクセンブルク語で行われる。選挙用ポスターは，70年代終わりまではほぼルクセンブルク語かドイツ語で書かれていたが，現在ではルクセンブルク語のみが多い。一方，各政党のビラはドイツ語で書かれるのが今でも一般的である。

軍隊で用いられる言語は，実に多様で興味深い。まず，文書はすべてフランス語で書かれ，号令もフランス語でかけられる。一方，訓練はルクセンブルク語で行われ，一般教養はドイツ語で行われる。課題を書く際は，個人で言語を選択できる。兵役に関してルクセンブルクは志願制であり，陸軍900人，準軍隊が612人いる[35]。これらの兵士を募集する際，新聞に掲載される広告はルクセンブルク語で書かれている。

教育機関では，まず幼稚園でルクセンブルク語が教えられ，初等教育の一年生からドイツ語が，二年生の後半からフランス語が教えられる。語学以外の科目は基本的にドイツ語で習う。ルクセンブルク語の授業は週に一時間しかなく，成績評価もされない。生徒と教師の会話は，授業中はその言語が，それ以外はルクセンブルク語が主流である。

以上が，国民の生活を支える主要機関での言語の使用状況である。これに対し，国民の精神を支える大公家および教会はどの言語を使っているのだろうか。

まず，宮廷の公用語はフランス語である。これは前節でも見たように，古くから宮廷が率先してフランスの文化を受容していたことに起因する。ただし，大公による新年の祝辞だけはルクセンブルク語で行われ，新聞にもルクセンブルク語のまま掲載される。

一方，教会の公用語はドイツ語である[36]。これは中世以来ドイツの司教区の影響下にあったことに関係している。そのためミサではおもにドイツ語のテキストが使われているが，説教や解説はルクセンブルク語が多い。懺悔で使われる言語も圧倒的にルクセンブルク語である。初めてルクセンブルク語のみでミサが行われたのは1969年であり，ルクセンブルク語のテキストの編纂も1972年から行われている。さらに，若い司祭はドイツ語にこだわらず，フランス語も好み，ルクセンブルク語への翻訳にも取り組むなど，この分野におけるルクセンブルク語は，ますます勢力を伸ばしている。

ここから，各機関におけるそれぞれの言語の選択意図と，その言語が担う役割が読み取れる。まず，フランス語は公的機関および知的階層の言語であり，書き言葉としても話し言葉としても用いられる。ただ，上級の役所と下級の役所，すなわち上級官吏と下級官吏で習熟度に差があるのも事実である[37]。宮廷の公式言語がフランス語であることも興味深い。その中で，大公による新年の祝辞だけがルクセンブルク語であることには，非常に大きな意味があると思われる。これに代表されるように，ルクセンブルク語は使用範囲を拡大している活気のある言語である。従来ドイツ語の使われていた領域に進出し，兵士の募集や教会での懺悔など，アイデンティティに関わる分野に多い。使用範囲の拡大は意識的な努力によってなされ，とりわけ若い人々に好まれている。しかし，書き言葉の分野ではあまり使用されず，裁判記録のように長文ではドイツ語に置き換えられる傾向がある。それほどに，ルクセンブルク語を書くことはルクセンブルク人にとって困難なのである。そして，この分野を除き，ドイツ語の使用は減少している。

次に，国民の生活に沿って，場面ごとに言語の使用状況を整理しておこう。

まず，日常会話には，所属や社会階層に関係なくルクセンブルク語が用いられる。

企業でも社員の会話は圧倒的にルクセンブルク語だが，ロマンス語圏からの労働者がいる場合は，フランス語を用いる。一方，田村（2006）で報告されているアンケート調査によると，一部の外国人労働者の中には，ルクセンブルク語を学ぶことが職業上有利だと考える傾向も見られる[38]。文書はフランス語が主流である。

手紙を書く際は，書き手の階層と手紙の目的によって言語を使い分ける。私的なメモや親しい仲ではおもにドイツ語が用いられるが，上流階層の中には私的な手紙でもフランス語を用いる人がいる[39]。

芸術では三言語とも用いられるが，どの言語の作品を鑑賞するかは社会階層により，ドイツ語，ルクセンブルク語が全体に受け入れられているのに対し，フランス語は上流階層に好まれる傾向がある。

新聞はこのようなルクセンブルクの言語状況の縮図と言えよう[40]。記事はほとんどドイツ語で書かれており，一部フランス語がある。フランス語が用いられるのは，記事の内容がフランスに関連する場合やフランス系の通信社から配信されている場合が多い。文化欄はドイツ語とフランス語がほぼ同じ割合だが，求人欄はロマンス語圏出身者にもわかるよう多くがフランス語で書かれている。広告は三言語すべてが見られ，内容やターゲットに合わせて言語を使い分けている。死亡の公示はフランス語とルクセンブルク語が半々で見られる反面，ドイツ語の使用は敬遠される。これは，伝統的な形式を重んじる人はフランス語を，ルクセンブルク人としての威厳を重んじる人はルクセンブルク語を選択する[41]が，死という

尊厳に関わる部分でドイツ語を用いることは，ナチスに占領されて以来タブー視されるようになったことを受けている。また，2001年からはフランス語話者の増加を受けてフランス語のみの新聞も発行されている[42]。

このように見ると，生活面ではまた違った言語の使用状況が見えてくる。ドイツ語はすべての階層に書き言葉として広く用いられるが，新聞の死亡告知に見られるように，精神的領域では使用されない。これは，大戦時ナチスに占領された経験が今でも影響しているためである。一方，ルクセンブルク語はルクセンブルク人意識を強調したいとき意識して使われるが，話すことは容易なのに対し，書くことは困難であることが読み取れる。芸術作品や新聞の公示などで使用される際は，ルクセンブルク人としてのアイデンティティを示すという意味が大きい。また，市民生活におけるフランス語使用には，二つの傾向が見られる。一つはステータスとしてのフランス語である。格調高く，ルクセンブルクの歴史と伝統につながる。手紙や芸術作品のように上流階層で好まれる。その反面，外国人労働者のために使用する場面も多い。とくに首都ルクセンブルクでは，居住外国人の最多数がポルトガル人，二位がフランス人である[43]ことから，日常生活におけるフランス語の需要は急速に高まっている。

3-4　都市の中で育まれる言語

以上から，三言語にはそれぞれ役割があり，これらは市民生活の中で社会の変化とともに柔軟に変化していることがわかる。元来フランス語には権威があり，おもに公的機関と上流階層が用いる言語であった。現在でもこの地位はゆるぎないものである。そもそもルクセンブルク語を母語とする人にとって，系統が異なるフランス語は習得が困難である。そのため，フランス語の能動的な運用能力は，個人の教育や社会階層と密接に関係している[44]。しかし，ロマンス語圏からの労働者の増加に伴い，近年では日常生活でもフランス語を用いる必要が生じている。現在のフランス語には，教養や社会的地位と密接に結びついた高尚なフランス語と，生活上の必要から発した日常的なフランス語の二種類があると言えよう。ドイツ語に対しては，否定的な認識が読み取れる。これは，大戦中の二度にわたる占領，とりわけナチスによる弾圧に対する反発である。しかし，過度な排斥感情はなく，もっとも普及した書き言葉としてすべての層に使われている。ときにはいまだ整備中のルクセンブルク語の受け皿ともなる。ドイツ語の使用範囲は徐々に縮小しているが，書き言葉としてのドイツ語は今後も変化がないと思われる。それに対し，ルクセンブルク語はルクセンブルク人のアイデンティティを代表するものとして重用され，着実に使用範囲を広げている。フランス語，ドイツ語が中心であった従来の体制に対し，ルクセンブルク固有の言語を持ったという事実が国民の意識を高揚させているのである。まさに，アイデンティティの拠りどころである。しかし，ルクセンブルク語に一本化する動きもなく，とくに書き言葉としての使用はいまだ限定されている。辞書の改訂や他言語との対照表の作成[45]といった努力がなされているが，実際の生活に不自由がないため，既存のフランス語，ドイツ語の使用を覆すほどの原動力にはなっていない。言語法でルクセンブルク語は国語として言及されたが，それは他国にルクセンブルク固有の言語の存在を示すのが目的で，それ以上は求められていないようである。さらに，外国人労働者の中にも，ルクセンブルクで生きるためにルクセンブルク語を習得しようと考えている者がいることは特筆に値する。実際にルクセンブルク語はルクセンブルク固有の言語として認知され始めているのである。

ルクセンブルクの三言語併用にとってこの外国人の影響は非常に大きい。製鉄業が盛んであり，しかも金融の中心地でもあるルクセンブルクには，多くの外国人労働者が出入りしている。とくに首都ルクセンブルクは住民の半分が外国人であり[46]，加えて隣国からは10万人以上の越境通勤者が毎日やってくる[47]。このヨーロッパの縮図のような環境で暮らすためには，フランス語，ドイツ語の能力は不可欠であろう。と同時に，自分が何者であるか，という認識の拠りどころとなる母語ルクセンブルク語もまた必要不可欠である。ルクセンブルクの国際的な環境が，フランス語，ドイツ語そしてルクセンブルク語それぞれの意義を高め，補完的な体制を作り出し，バランスのとれた併用状態を生み出しているのである。

そしてこの三言語併用は，ルクセンブルク人の中にもう一つ別のアイデンティティを生み出している。ヨーロッパ人としてのアイデンティティである。

EUは加盟各国の国民を対象に，世論調査「ユーロバロメーター」（Eurobarometer）を行っている。この調査は半年に一回行われ，欧州市民の意識を浮き彫りにするものとして大変興味深い。このなかで，「近い将来，自分をどう考えるか。」（In the near future do you see yourself as … ?）という設問に，「ヨーロッパ人」（European only），「ヨーロッパ人であり自国民である」（European and nationality），「自国民でありヨーロッパ人である」（Nationality and European），「自国民である[48]」（Nationality only）の四つの選択肢から一つ選ぶという形式の設問がある。これについて9回の調査の平均を取った結果を**表2**で示している[49]。さらに，各調査で「European only」と回答した人の割合を表にしたものが**表3**である。これを見てわかるとおり，ルクセンブルク人の「ヨーロピアン・アイデンティティ」（European Identity）すなわち「自分はヨーロッパ人である」と答えた人の割合は，他

国に比べて非常に多い。調査ごとに多少の変動はあるが，最高で20％（1999年秋，2003年春），最低でも10％（2000年春）という結果が出ている。この最低値と比べてもこれより高い値を示した国はなく，他国の中ではベルギーの8％（2000年春）が最高である。9回の調査の平均値でもベルギーは6.3％と二番目に高く，ベルギーがフランス語，オランダ語，ドイツ語の三つの言語圏を持つことを踏まえると，ヨーロピアン・アイデンティティと多言語社会には何らかの関係があると言える。ユーロバロメーターは，ルクセンブルク人のヨーロピアン・アイデンティティが高い理由として外国人の多い環境に暮らしていることを指摘している[50]が，これは，ただ言語的に多様な環境にあるからだけではない。習得した外国語を使って実際に外国人とコミュニケーションをとっているからである。さらに，それら外国人の中にはEUの機関に勤めるものも多い。彼らとの接触が，EUの重要な中心地としてのルクセンブルクに自負を抱かせるのである。一方，ベルギーも多言語国家だが，首都ブリュッセル以外の言語の使用域は明確に分かれており[51]，国民が居住地以外の言語を用いることはまれである。そのため，ベルギー国民にとっては一言語に過ぎず，生活の中で外国語を習得し使用する場面は少ない。ベルギーもEUの重

表2　ヨーロピアン・アイデンティティないしナショナル・アイデンティティ

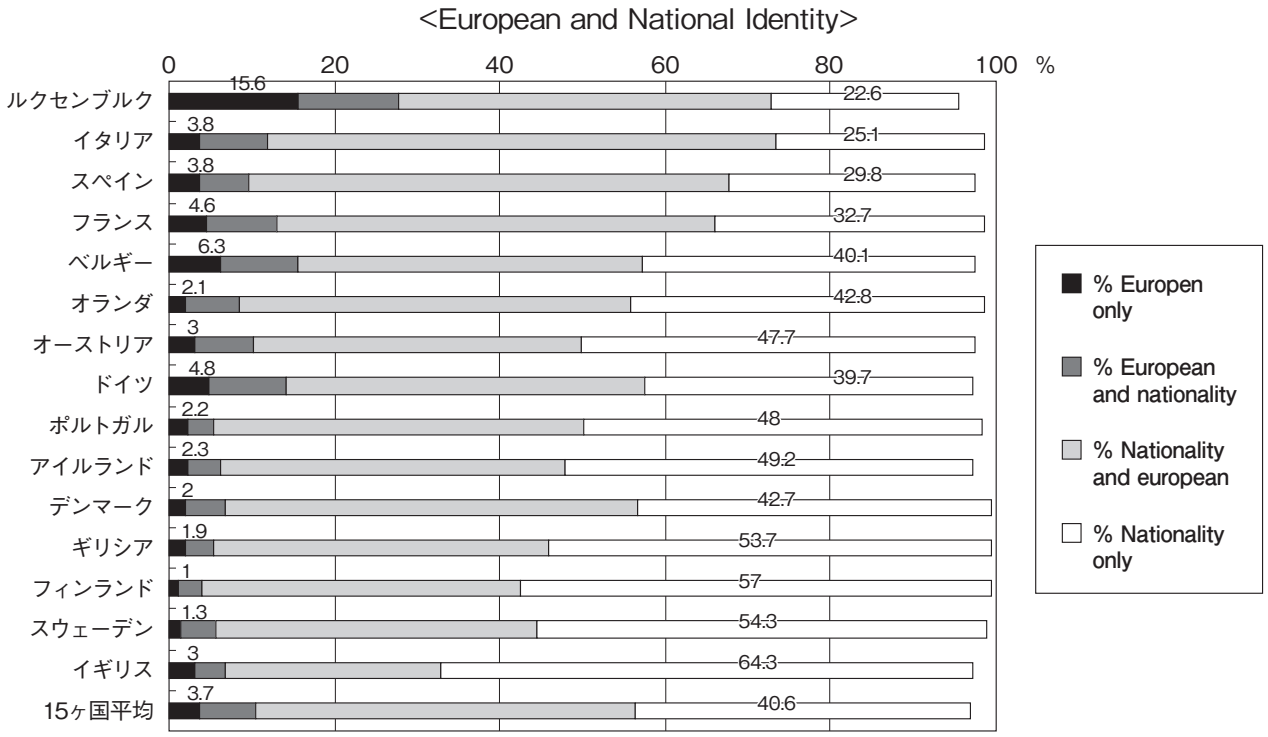

表3　「European only」と回答した人の割合（%）

調査年 / 国名	1999 秋	2000 春	2000 秋	2001 秋	2002 春	2002 秋	2003 春	2003 秋	2004 春	平均
ルクセンブルク	20	10	13	16	14	14	20	15	18	15,55556
イタリア	6	5	3	3	4	3	3	4	3	3,777778
スペイン	4	5	4	3	4	4	3	4	3	3,777778
フランス	4	6	4	5	4	3	6	3	6	4,555556
ベルギー	7	8	7	5	5	6	6	6	7	6,333333
オランダ	1	1	3	3	2	2	3	2	2	2,111111
オーストリア	3	4	2	3	2	3	3	3	4	3
ドイツ	4	4	6	4	6	3	6	4	6	4,777778
ポルトガル	2	2	3	3	2	1	3	2	2	2,222222
アイルランド	3	2	2	2	3	2	3	1	3	2,333333
デンマーク	3	2	2	2	2	2	3	1	1	2
ギリシア	1	1	2	2	2	2	3	2	2	1,888889
フィンランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スウェーデン	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1,333333
イギリス	3	2	3	2	4	3	3	3	4	3
15ヶ国平均	4	4	4	3	4	3	4	3	4	3,666667

要な中心地のひとつ[52]だが，この違いが今回の結果につながったと考えられる。

この点に関して，ルクセンブルク人としての意識が希薄なため結果的にヨーロピアン・アイデンティティが高まったのではないかという疑問がある。しかし，それもまた間違いである。たとえば，精神的な部分でのルクセンブルク語使用が挙げられる。新聞の訃報欄は，フランス語かルクセンブルク語で書かれている。記事のほとんどはドイツ語であり，葬送に関しては伝統的にフランス語が用いられてきたが，近年，このルクセンブルク語による訃報は着実に増えている。日常生活ではルクセンブルク語を書き言葉として用いることはほとんどないが，死という尊厳にかかわる部分では好んでルクセンブルク語が用いられているのである。あるいは，ルクセンブルク語をEUの公用語にするべきだという議論もある。原加盟国であるにもかかわらずその「国語」であるルクセンブルク語がいまだEUの公用語でないことは一見奇妙だ。だが，ルクセンブルク語が国内でも安定して用いられていないことを理由に，今まで政府はEUへの申請を一貫して拒否してきた。これに対し，ルクセンブルク語をEUの公用語に申請するよう求める声は常に一部の国民の間で挙がっていたが，とくに東欧十ヶ国が加盟した2004年ごろ，今後のEUおよびルクセンブルクの在り方に絡んで，この点についても活発に議論が交わされている。その端的な例として，新聞の読者欄で交わされた議論は非常に興味深い[53]。そこでは，賛成派がルクセンブルクを代表するものとしてルクセンブルク語も他の言語と同等の地位を得るべきである，と主張する一方，ルクセンブルク国内でさえ書き言葉としてほとんど用いられていないものをEUに要求することの矛盾を指摘する意見や，EUの創設国の一員としてより効率的な運営を志す立場から実益の伴わない主張は控えるべきだという反対意見が見られる。しかも，賛成，反対に関係なく，投稿の多くがルクセンブルク語で書かれていることは注目に値する。結局，ルクセンブルク語はいまだEUの公用語になっておらず，現在，ユーロバロメーターのルクセンブルク版はフランス語で編集されている。しかし，いずれにしても母国ルクセンブルクに対するルクセンブルク人の関心は強く，その顕著な表れがルクセンブルク語なのである。ルクセンブルクの地位を高めるためには国際的な場で指導力を発揮することが必要であり，自国の利益にとらわれず，EUの原加盟国として率先してヨーロッパ全体の利益を考える姿勢と実行力が問われる。その際，国際都市ルクセンブルクで培われたバランス感覚は大いに役立つだろう。そして，そのような都市と国民を結び付け，EUの中心メンバーであるルクセンブルクに属す，その誇りを持たせるものがルクセンブルク語なのである。したがって，ルクセンブルク人のヨーロピアン・アイデンティティは，「国際的なルクセンブルクという在り方」に基づくものであるとさえ言える。これこそ，EUが期待している複数外国語学習による異文化共生能力の獲得なのである。

このように，母語ルクセンブルク語とドイツ語・フランス語，そしてルクセンブルク人意識とヨーロッパ人意識は，生活に密着した発展的な影響関係にあると言える。ルクセンブルク語および三言語併用は，ルクセンブルクの国際的な環境の中，ルクセンブルク人のアイデンティティを支えていくだろう。

4. おわりに

当初はドイツ語の一方言にすぎなかったルクセンブルク語だが，国家の成立に伴って国語として整備され，現在も徐々に使用範囲を広げている。国民の中には急速な拡大に懸念を抱く者もおり，言語学的にも急速な拡大によってルクセンブルク語本来の姿が失われることを危惧する声がある[54]など，一概に歓迎さえているとは言えない。しかし，ルクセンブルク人にとって，ルクセンブルク語の存在を確認することは，ヨーロッパの中で活動するための自己の存在を確認することなのである。なぜなら，母語ルクセンブルク語の存在は三言語併用に欠かせないからである。三言語併用で培われた国際感覚と三言語を使いこなすという自負がヨーロッパ人意識を生み出し，さらにその中でルクセンブルク語が国際都市ルクセンブルクに属するというルクセンブルク人意識の拠りどころとなるのである。ルクセンブルクの三言語併用は，歴史的経緯の中で地理的状況によって生じ，生活上の必要性によって維持されてきた。したがって，三言語併用こそルクセンブルク人のアイデンティティであるといえる。そしてルクセンブルクの三言語併用は，社会の変化に応じて柔軟に変化しながら今後も維持されるだろう。

注

1．数値はいずれも外務省各国基礎データによる。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/luxembourg/data.html

2．一国内で三つの言語が併用されていること，または，個人が幼児期に三つの言語を同時にかつ同じように集中的に学習したことによって複数の言語が使えることを指す。多言語併用社会であることと，社会の成員が多言語を併用することは，必ずしも一致しない。このような現象は，移住，征服による植民地化，ビジネス，留学，旅行など，異なる言語を話す人々が接触を持った結果起こるものであり，接触し合った言語は借用の形で語彙的，音声的または文法的な影響を受ける。中でも，二言語併用をとくにダイグロシア（Diglossie）と言うが，この共同体では，二言語が平等に分布していることはまれである。多くの場合，一方を上位に，他方を下位にして使用域を区別している。詳しくは，C. A. Ferguson, Diglossia, InWord 15, 1959, S. 325-340

を参照。

3．これをテリトリーの原則という。詳しくは，田原憲和「スイスドイツ語には言語の屋根が存在するか―ルクセンブルク語の場合と比較して―」, 大阪市立大学ドイツ文学会『セミナリウム』第26号，2004年，25-59頁を参照。

4．原加盟国：フランス，ドイツ，イタリア，ベルギー，オランダ，ルクセンブルク。

その後の加盟国：アイルランド，イギリス，デンマーク，ギリシア，スペイン，ポルトガル，オーストリア，フィンランド，スウェーデン，エストニア，キプロス，スロバキア，スロベニア，チェコ，ハンガリー，ポーランド，マルタ，ラトビア，リトアニア，ブルガリア，ルーマニア。

5．原加盟国：ベルギー，デンマーク，フランス，アイルランド，イタリア，ルクセンブルク，オランダ，ノルウェー，スウェーデン，イギリス。

その後の加盟国：ギリシア，トルコ，アイスランド，ドイツ，オーストリア，キプロス，スイス，マルタ，ポルトガル，スペイン，リヒテンシュタイン，サンマリノ，フィンランド，ハンガリー，ポーランド，ブルガリア，エストニア，リトアニア，スロベニア，チェコ，スロバキア，ルーマニア，アンドラ，ラトビア，モルドバ，アルバニア，ウクライナ，マケドニア，ロシア，クロアチア，グルジア，アルメニア，アゼルバイジャン，ボスニア・ヘルツェゴビナ，セルビア，モナコ，モンテネグロ。

特別オブザーバー：バチカン市国。

非欧州オブザーバー：カナダ，イスラエル，日本，メキシコ，アメリカ合衆国。

6．これはヨーロッパ諸国向けに作成されたものだが，今後の日本の外国語教育の叩き台とするべく，邦訳として，吉島茂，大橋理枝（他）『外国語教育Ⅱ―外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠―』が2004年に朝日出版社から刊行されている。

7．ルクセンブルク語はいまだEU公用語ではないが，ルクセンブルクの公用語であることを考慮して，EU公用語と同様に扱われる。

8．杉谷眞佐子・高橋秀彰・伊東啓太郎「EUにおける「多言語・多文化」主義―複数言語教育の観点から言語と文化の統合教育の可能性をさぐる―」，関西大学外国語教育研究機構『外国語教育研究』第10号，2005年，38頁。

9．原聖「欧州言語年からわれわれは何を学ぶか」,『ことばと社会』編集委員会編『ヨーロッパの多言語主義はどこまできたか（ことばと社会　別冊1)』，三元社，2004年，11-12頁。

10. 杉谷眞佐子「ヨーロッパ統合とドイツにおける多言語教育政策―その展開を中等教育段階における「バイリンガル教育」にみる―」, 日本独文学会『ドイツ文学』108号, 2002年, 17-21頁。

11. 田村建一「ルクセンブルク語の標準化をめぐる問題」，平成15年度～平成17年度科学研究補助金基盤研究(C)研究成果報告書，2006年，1頁。

12. 橋本郁雄「ルクセンブルク語」,『言語学大辞典』第4巻，三省堂，1992年，931頁。

13. 田村建一「ルクセンブルクの三言語併用が抱える問題―社会階層，教育，ルクセンブルク語の拡充―」，上智大学ドイツ文学会『ドイツ文学論集』第33号，1996年，167頁。

14. 田村建一「国民語の形成と新な試練―ルクセンブルク語の事例―」，田島毓堂・丹羽一彌編『名古屋・ことばのつどい　言語科学論集』，名古屋大学大学院文学研究科，2003年，25-26頁。および，橋本（1992）934頁。

15. たとえば，Staat/Stat，nämlech/näämlechなど。

16. 田原憲和「ルクセンブルク語における外来語について」，京都ドイツ語学研究会第62回例会ハンドアウト，2007年，9頁。

17. 田村（2006）1頁。

18. 田原憲和『言語の屋根と階層構造』, ブイツーソリューション，2007年，121頁。

19. ルクセンブルク語の屋根の形成については，前掲書を参照。

20. ヘンリー7世（1308-13），カール4世（1346-78），ヴェンツェル（1378-1410），シギスムント（1410-37）。

21. 約1万平方キロ，現在の領土の約4倍。

22. ジルベール・トラウシュ著，岩崎允彦訳『ルクセンブルクの歴史―小さな国の大きな歴史』，刀水書房，1999年，27頁および90頁。

23. 第二公用語はオランダ語。

24. 現在のベルギー，リュクサンブール州（州都アルロンArlon)。

25. トラウシュ（1999）108-109頁。

26. トラウシュ（1999）112頁。

27. トラウシュ（1999）112-114頁。

28. いずれも1958年。

29. *Deutsche Nationalzeitung*, Nr.10, 7. März, S.5, 1980 München.

30. 言語法制定に関する議論については，田村建一「ルクセンブルクの『言語法』をめぐる問題」，日本独文学会東海支部『ドイツ文学研究』第26号，1994年，109-126頁参照。

31. 邦訳は，田村建一「ルクセンブルク」，渋谷謙次郎編『欧州諸国の言語法　欧州統合と多言語主義』，三元社，2005年，293-298頁による。

32. これに関しては，国民の側にも「役所ではフランス語を用いる」という意識が強く，フランス語に習熟していなくてもあえてフランス語を使おうとする傾向も見られる。詳しくは，田村（1994）参照。

33. この節は，おもに以下の資料を参考にしている。

Guy Berg, *"Mir wëlle bleiwe, wat mir sin": soziolinguistische und sprachtypologische Betrachtungen zur luxemburgischen Mehrsprachigkeit,* M. Niemeyer, Tübingen, 1993, S. 24-79.

Kathryn Anne Davis, *Language planning in multilingual contexts: policies, communities, and schools in Luxembourg,* J. Benjamins，Amsterdam; Philadelphia, 1994.

田村（1996）167-181頁。

および, Luxemburger Wort紙(19. Apr. 2007, 28. Aug. 2007.)

34. 同時にこれは，ドイツ語に訳して書く方がルクセンブルク語をそのまま書くよりも容易であることを示す一例でもある。このように，書き言葉としてのルクセンブルク語は定着していない。

35. 2006年度の場合。数値は外務省ルクセンブルク基礎データによる。

36. Berg（1993）S. 36. ここでは，ルクセンブルクの国民の95％がカトリック信者であることから，ローマ・カトリックの教会を対象としている。

37. 田村（1996）168-169頁。

38. 田村（2006）34-44頁。このアンケート調査は2004年夏に行われた。

39. 1986年の調査では，ルクセンブルク語のみで手紙を書く人は全体の10％となっている。

40. ルクセンブルクのおもな新聞は以下の通り。

Luxemburger Wort紙（81003部），Tageblatt紙（25501部），Lëtzebuerger Journal紙(14000部)，Le Quotidien紙(9281部)，La Voix du Luxembourg紙(8390部), Zeitung vum Lëtzebuerger Vollek紙(8000部)。カッコ内の数字は2005年の一日あたりの部数。(STATEC, *Annuaire statistique*, 2006, S. 472.による。)

なお，ここでは最も発行部数の多いLuxemburger Wort紙を基本に検証する。

41. 筆者の調査によると，4月19日付けのLuxemburger Wort紙

では，31件中26件がルクセンブルク語で書かれているが，8月28日付では，34件中14件となっている。この違いは，後者の場合34件中10件が8月26日に死去した元首相であり国際連合総会議長も経験したガストン・トルン（Gaston Egmond Thorn）に関するものであり，このうちルクセンブルク語で書かれたものが1件，フランス語で書かれたものが9件となっているためである。この点からも，知的エリートのフランス語志向が読み取れる。

42. La Voix du Luxembourg紙，Le Quotidien紙。
43. STATEC（2007）による。2007年度の場合，198,300人中ポルトガル人73,700人，フランス人25,200人で，両者を合わせると全体の49.8％に及ぶ。
44. 小川（2005）97頁。
45. たとえば, Jacqui Zimmer, 6000 Wierder op Lëtzebuergesch, Editions Saint-Paul, Luxembourg, 2000. ここには，ルクセンブルク語の各単語について，それに該当するフランス語，ドイツ語，英語，スペイン語，ポルトガル語，イタリア語の単語が掲載されている。
46. トラウシュ（1999）223頁。
47. 小川（2005）113頁，および田村（2006）2-5頁。
48. たとえば，ルクセンブルク人の場合「ルクセンブルク人である」，ドイツ人の場合「ドイツ人である」といった回答に相当する。
49. 1999年秋から2004年春に当時の加盟国15ヶ国で実施された9回分のデータを基に筆者が作成（2001春の調査では該当項目なし）。「わからない」および未回答があるため100％ではない。2004年以降に加盟した12ヶ国は十分な数の資料がないため，本稿では割愛した。また，現在もこの調査は半年ごとに行われているが，2004年秋の調査以降，この項目はなくなっている。
50. Eurobarometer 52 S. 10.
51. 首都ブリュッセルでは，フランス語，オランダ語の両言語が話されている。
52. ベルギーの首都ブリュッセルにはEUの本部があり，それに関連して重要な機関が多く集まっている。文字通りEUの中心地である。
53. Luxemburger Wort（2004）7. Jan. S. 17; 21. Jan. S. 15; 24. Jan. S. 25; 28. Jan. S. 15; 31. Jan. S. 45; 4. Feb. S. 29; 7. Feb. S. 45; 11. Feb. S. 30; 26. Mai. S. 35など。
54. 田村（1996）175-178頁参照。たとえば，ドイツ語風の間違いが増える，ドイツ語への依存が高まる，などが指摘されている。

Considerations on the Multilingual Society in Luxembourg: As an Example for a "Mother Tongue Plus Two Foreign Languages" Language Policy in the European Union

Saori KIDO

From a sociolinguistic point of view, I consider multilingualism and actualities in multilingual society, using Luxembourg as an example, which aims to solve problems in a multilingual society.

The Grand Duchy of Luxembourg is one of the multilingual societies where they use three official languages, namely Luxembourgian, French and German, and these languages are coexistent. This triglossie was formed under the influence of historical progress and matters in a small country, and now it supports the identity of the people of Luxembourg. Especially, it is characteristic of Luxembourg that on the one hand people endeavor to have their mother tongue prevail, Luxembourgian, and on the other hand they make much of the learning of two foreign languages. Therefore two factors are in conflict in Luxembourg, that is, "the cosmopolitan sense" based on high ability in foreign languages and "the return to the mother tongue" on an attachment to the mother tongue. In addition, the community in Luxembourg is confronted with a problem, namely an increase in foreigners. In general, if the number of foreigners increases, people become more nationalistic and expel the existing foreigners from the community, or foreign languages become more important and upset the balance of the three existing languages. But in Luxembourg, these three languages can coexist, because they adapt their function flexibly to social shifts or needs. It is because the existence of people's mother tongue confirms their identity, and so ability in foreign languages enables them to behave internationally. Moreover, such circumstance is raising even a European consciousness by degrees, which is over the sense of nationality. For example, in public opinion polls by the European Union's "Eurobarometer", the identity of Luxembourgers with Europe is much higher than for other countries. That is, a multilingual situation can make an original identity.

Thus in Luxembourg several languages coexist complexly, the mother tongue and the foreign languages complement each other. After all, nothing but a well-balanced triglossie forms the identity of a Luxembourger. It is the practice of "mother tongue plus two foreign languages", which the European Union advocates, namely the coexistence of the mother tongue and foreign languages in a person or in a society. This is valid not only for Europe but also for every society all over the world, in which several cultures will be in contact in the future.

Keywords：European Union (EU), linguistic policy, triglossie, multilingualism, identity